首都交通対策協議会

学校教育における交通事故対策

- 1:学校における安全教育
 - ・生活安全について
 - ・災害安全について
 - 交通安全について
 - 発達の段階における交通事故の現状
- 2:教員による安全指導(資料1)
 - 安全教育プログラム(ホームページに掲載)
 - ・ 教員の指導資料
 - 歩行者シミュレータ、自転車シミュレータの活用
 - 通知文(資料2)による注意喚起
- 3:各関係機関との連携の重要性
 - 一声運動
 - 学校、保護者、地域、関係機関が一体となった交通事故の防止

危険を予測し回避する能力と、 他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる

安全教育プログラム

第10集

平成30年3月東京都教育委員会

はじめに

子供たちの安全は、全ての人々が求めている願いです。子供たちが生きる社会は、安全で安心できる環境でなければなりません。しかしながら現在、子供たちが犯罪に巻き込まれたり、交通事故や災害に遭遇したりするなど、子供たちの安全を確保していくには看過できない様々な問題があります。

東京都教育委員会では、平成21年度から、各学校における安全教育を推進するための実践的な指導資料として「安全教育プログラム」を作成し、都内公立学校の全ての教員に配布してきました。本プログラムによって、犯罪や事故、災害等の危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を子供たちに育てる安全教育が、各学校において充実することを目指しています。

特にこれからは、安全教育の目標を達成するためには、カリキュラムマネジメントの視点から、教育課程全体の中で、意図的・計画的に取り組むことが大切です。当面している安全に関する問題についての「安全指導」と、「主体的・対話的で深い学び」による「安全学習」をより一層充実させ、子供たちが安全で活力ある生活を送るための資質・能力を育成していくことが重要です。このため本書では、各学校の安全学習の改善に生かしていただくよう、各教科等の学習の事例を掲載しました。

各学校におかれましては、子供たちが将来にわたって安全で安心な生活が送れるよう、これまで配布した「安全教育プログラム」に加え、本書を活用し、安全教育をより一層推進していただくようお願いします。

平成30年3月

東京都教育庁指導部長 増 渕 達 夫

危

険を予

測

回

|避する能

力

安全教育で身に付ける力

危険を予測し回避する能力と、 他者や社会の安全に貢献できる資質や能力の育成

子供たちは、身の回りにある危険から守られる立場にあるが、守られるべき対象に とどまらず、生涯にわたって自らの安全を確保できる力を身に付け、更に他者や地域 社会の安全を意識して活動することが求められている。

そこで、学校は全ての子供たちに、危険を予測し回避する能力と他者や社会の安全 に貢献できる資質や能力を育成するための安全教育を推進していく必要がある。

- ○日常生活の場面で、安全な生活習慣や態度を 身に付ける。
- ○教職員や保護者の指示に従い、行動する。

幼稚園

○危険な状況を 発見したとき は、近くの大 人に伝える。

他

者

力

○安全に行動することの大切さを理解し、 安全のためのきまり・約束を守る。

○身の回りの危険に気付く。

小学校

低学年

した場合や、事件・ 事故・災害時、近く の大人に速やかに 連絡し、指示に従う 中学年

○危険な状況を発見

- ○「生活安全」「交通安全」「災害安全」 に関する様々な危険の原因や事故の 防止について理解し、危険に気付く。
- ○自ら安全な行動をとることができる。
- ○様々な場面で発生する危険を 予測し、進んで安全な行動がで きる。
- ○自分自身の安全だけでなく、 家族など身近な人々の安全 にも気配りをする。
- ○簡単な応急手当ができる。

- ○日常生活において、安 全な行動をとる。
- ○防災への日常の備え 及び的確な避難行動 ができる。
- ○他者の安全に配慮する。

高学年

- ○応急手当の技能を身に付ける。 中学校
 - ○学校、地域の防災や災害時のボラ ンティア活動等の大切さについて 理解を深め、参加する。

○様々な状況の中 で、自らの安全 を確保できる。

高等 学校

- ○友人や家族、地域社会の人々の安全にも貢献 する大切さについて一層理解を深める。
- ○心肺蘇生法などの応急手当の技能を高め、適 切な手当が実践できる。
- ○安全で安心な社会づくりへの理解を深めると ともに、地域の安全に関する活動や災害時の ボランティア活動等に積極的に参加する。

※特別支援学校については、幼児・児童・生徒の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら 危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合は援助を求めたりすることができるようにする。

10

ゃ 社 会 等適切に行動する。 **(**) 安 全 1= 貢 献 で きる資質 や 能

安全教育の

充実に向けて

3 安全教育の3領域

安全教育が対象とする領域は、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の三つから構成される。各領域における内容は以下のとおりである。

生活安全

登下校時の安全

登下校時に遭遇する犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする。

家庭生活での安全

家庭で起こる事故等の危険について 理解し、安全に行動できるようにする。

校内での安全

校内で起こる事故等の危険について 理解し、安全に行動できるようにする。

地域や社会生活での安全

地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにする とともに、安全・安心なまちづくりを目 指す。

スマートフォン・携帯電話等使用時の安全

スマートフォン・携帯電話等を使用する時の危険、SNS に関するトラブルやサイバー犯罪について理解し、安全に利用できるようにする。

交通 安全

道路の歩行と横断及び交通機関の利用

道路における様々な危険や交通法規 について理解し、安全な歩行ができるよ うにする。

二輪車・自動車の特性と心得

二輪車・自動車の特性について理解 し、道路の安全な歩行や安全な走行がで きるようにする。

自転車の安全な利用と点検・整備

自転車の安全な利用・点検や整備について理解を深め、交通法規を守って安全な乗車ができるようにする。

交通事故防止と安全な生活

地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている対策や活動を理解し、安全な交通社会を築くために、積極的に参加できるようにする。

災害 安全

災害への備えと安全な生活

災害安全に関する意識を高め、具体的な防災、減災に向けた行動ができるようにする。

火災時の安全

火災発生時における危険な状況を理 解し、適切な行動ができるようにする。

気象災害時の安全

風水害、雪害の危険を理解し、安全な 行動ができるようにする。

地震災害時の安全

地震発生時の危険と適切な対処について理解し、安全な行動ができるように する。

火山災害時の安全

火山災害が発生した場合の危険を理 解し、安全な行動ができるようにする。

避難所の役割と貢献

災害発生時における避難所の役割と そこでの生活を理解し、自分にできることを実行しようとする。

原子力災害時の安全

放射線による事故の危険について理 解し、安全な行動ができるようにする。 安全教育の充実に向けて

災害安全

4 必ず指導する基本的事項

「必ず指導する基本的事項」は、安全に関する知識や対応など、発達段階に応じ、児童・生徒に確実に身に付けさせる事項のことである。年間を見通して指導時期を設定し、年間指導計画に位置付ける必要がある。「領域-目標-内容」で整理している。

(例) 領域 目標 内容 I - 2 - ②

【生活安全-2校内での安全-② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。

※幼稚園においては、学校を園と読み替える。

I 生活安全

区分	目標	内容
I -1 登下校時 の安全	登下校のときに 遭遇する犯罪や危 険について理解 し、安全に行動で きるようにする。	① 友達と一緒に登下校すること。② 防犯ブザーを鳴らし、点検すること。③ 登下校時、どこがどのようなときに危険か確認すること。④ 電車やバスに乗るときは、痴漢・すり等に注意すること。
I -2 校内での 安全	校内で起こる事 故等の危険につい て理解し、安全に 行動できるようにす る。	① 自分の身の回りを整えること。② 活動するときや遊ぶときのきまりや約束を守ること。③ 道具や遊具などを大切にし、正しい使い方を知ること。④ 廊下や階段の歩き方、運動場やプールでの運動の仕方など施設の安全な使い方について確認すること。⑤ 学校が定めた「不審者侵入時の緊急放送」を知ること。⑥ 不審者侵入時にとるべき行動を確認すること。
I -3 家庭生活 での安全	家庭で起こる事 故等の危険につい て理解し、安全に 行動できるようにす る。	① 家に帰って玄関を開ける前の注意について確認すること。② 留守番をするときの約束を確認すること。③ エレベーターに乗る前と乗るときは、周囲の安全を確認すること。④ 非常階段や屋上など、人目につきにくい場所の危険について知ること。⑤ 友達の名前や電話番号などを知らない人から聞かれても応じないこと。
I -4 地域や 社会生活 での安全	地域・社会で起こる犯罪や危険について理解し、安全に行動できるようにするとともに、安全・安心なまちづくりを目指す。	 ① 一人で行ってはいけない場所を確認すること。 ② 人通りの少ない道や街路灯の少ない場所など「入りやすく、見えにくい」場所を確認すること。 ③ 「いかのおすし」の約束を確認すること。 ④ 「子供110番の家」の場所を確認すること。 ⑤ 夜間の外出で注意することを確認すること。 ⑥ 事件や事故に遭ったら必ず保護者、警察、学校に連絡すること。 ⑦ 地域の犯罪防止活動を知り、自分にできることを考え、実行すること。 ⑧ 山や海・川に行くときに注意することを確認すること。
I -5 スマートフォン・ 携帯電話等 使用時 の安全	スマートフォン・携	
I - 4 - ③ 「いかのおすし」 い か の おお声をだす すぐにげる しらせる		

安全教育の充実に向けて

交通安全 Π

区分	目標	内 容
II - 1 道路の 歩行と横断 及び 交通機関の 利用	道路における 様々な危険や交通 法規について理解 し、安全な歩行がで きるようにする。	 ① 道路における交通法規と安全な歩行の仕方を確認すること。 ② 通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方を確認すること。 ③ 交差点を横断する際の危険について知り、安全な歩行の仕方を確認すること。 ④ 青信号で横断歩道を渡る際は、すぐに渡らず左右の安全を確認すること。 ⑤ 雨や雪の日の安全な歩行の仕方を確認すること。 ⑥ 明るい色の服装や反射材の効果を知ること。 ⑦ 安全な集団歩行の仕方を確認すること。 ⑧ 踏切事故の原因と非常ボタンの取扱いについて知ること。 ⑨ 幼児や高齢者、障害のある人に対して、どのような配慮が必要か考えること。 ⑩ 公共交通機関の利用時に想定される危険について考えること。
II-2 自転車の 安全な利用 と 点検・整備	自転車の安全な 利用・点検や整備に ついて理解を深め、 交通法規を守って 安全な乗車ができる ようにする。	 ① 自転車の安全な利用の仕方を確認すること。 ② 雨天時や夜間の安全な走行の仕方を確認すること。 ③ 自転車に関する基本的な交通法規を知り、必ず守ること。 「自転車安全利用五則」 ④ 自転車の点検と整備をすること。 ⑤ 加害事故の責任と補償制度を知ること。 ⑥ 自転車乗用時のヘルメットの重要性について考えること。
II - 3 二輪車・ 自動車の 特性と心得	二輪車・自動車の 特性について理解 し、道路の安全な歩 行や走行ができるよ うにする。	① 車両事故の特徴を知り、安全な歩行や走行の仕方を確認すること。② ヘルメットやシートベルトの効果を知ること。③ 自動車の種類による死角と内輪差や、晴れの日と雨や雪の日の自動車の停止距離の違いなどを知ること。
II - 4 交通事故防止 と 安全な生活	地域の交通安全 に関する諸機関や団 体が行っている対策 や活動を理解し、安 全な交通社会を築く ために、積極的に参 加できるようにする。	① 地域の交通安全活動を知り、参加すること。② 交通事故が起きたときの通報や対応の仕方を知ること。③ 応急手当の仕方を確認すること。④ 自分たちにできる交通安全活動を考え実行すること。

Ⅱ-2-④ 自転車の点検・整備のポイント

ブレーキ:レバーの引き代、ゴムの

摩耗

タイヤ : 切傷、摩耗、

空気圧の適正

ハンドル:固定、高さ

サドル :固定、高さ

ライト : 点灯、照射

反射器材:損傷

ペダル :変形、折損、回転の適正

チェーン:油切れ、たるみ

スタンド:変形、折損

ベル : 変形、ゆるみ

Ⅱ-2-①②③ 「自転車安全利用五則」

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外 1
- 2 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 3
- 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 自転車乗車時はヘルメットを着用
- ※ 傘を差したり、スマートフォン・携帯電 話を使用したりしながらの運転の禁止
- ※ ヘッドホンやイヤホンを付けたままの運 転の禁止

安全教育の充実に向けて

安全教育の実践事例

災害安全 \mathbf{III}

区分	目標	内容
Ⅲ − 1 火災時の 安全	火災発生時における危険な状況を理解し、適切な行動ができるようにする。	① 「おかしも」の約束や、避難経路、避難場所を確認すること。 ② 火災の原因と危険について知ること。 ③ 火災に対する心構えと安全な行動の仕方を確認すること。 ④ 初期消火の方法を確認すること。
Ⅲ-2 地震災害時 の安全	地震発生時の危険 と適切な対処につい て理解し、安全な行 動ができるようにす る。	 取急地震速報の利用の心得を確認すること。 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」 地震発生時の危険について知り、対処の仕方を確認すること。 集団で避難するときの「おかしも」の約束を確認すること。 避難経路、避難場所を確認すること。 家庭での地震の備えについて考えること。
Ⅲ-3 火山災害時 の安全	火山災害が発生し た場合の危険を理解 し、安全な行動ができ るようにする。	① 安全な避難場所と避難の仕方を確認すること。② 火山活動による危険を知ること。
Ⅲ-4 気象災害時 の安全	風水害、雪害の危険を理解し、安全な行動ができるようにする。	① 風水害のときの危険を知り、安全な行動の仕方を確認すること。 ② 落雷に遭わない安全な行動の仕方を確認すること。 ③ 竜巻発生時の危険について知り、安全な行動の仕方を確認すること。 ④ 降雪時の安全な登下校の仕方を確認すること。 ⑤ 落雪が起こるしくみや雪害の影響について知ること。 ⑥ 特別警報等、気象災害に関する情報について知り、活用すること。
Ⅲ-5 原子力災害時 の安全	放射線による事故 の危険について理解 し、安全な行動ができ るようにする。	① 原子力災害による放射線放出と安全対策について知ること。② 放射線の身体への影響について知ること。
Ⅲ−6 避難所の役割 と貢献	災害発生時における避難所の役割とそこでの生活を理解し、 自分にできることを実行しようとする。	 避難所の役割を知ること。 避難所の生活を知り、自分たちにできることを考えること。 災害ボランティア活動に積極的に参加すること。 避難所となる学校や公的機関は、どのような備えがあるのかを知ること。
Ⅲ-7 災害への 備えと 安全な生活 Ⅲ-1-①、	災害安全に関する 意識を高めるため に、避難訓練・防災訓 練等の意義を理解 し、積極的に参加で きるようにする。	 ① 地域の避難訓練・防災訓練に積極的に参加すること。 ② 家庭での連絡方法を家族と相談し決めること。 ③ 家庭での災害に対する備えに積極的に関わること。 ④ 応急手当の仕方を確認すること。 ⑤ 消防・警察・自治体等の公助の役割を理解すること。 ⑥ 消防団や自主防災組織の役割について知ること。 Ⅲ-2-①②③「地震そのとき 10のポイント」

集団で避難するときの約束 「おかしも」お…おさない か…かけない し…しゃべらない も…もどらない

Ⅲ-2 地震そのときは 物が「**落ちてこない」** 「倒れてこない」 「移動してこない」 空間に身を寄せる。

地震時の行動 1 地震だ!まず身の安全

23

落ち着いて 火の元確認 初期消火 あわてた行動 けがのもと 窓や戸を開け 出口を確保 門や塀には近寄らない 地震直後 の行動 4

5

6 火災や津波 確かな避難 7 正しい情報 確かな行動 8 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否 9 協力し合って救出・救護 10 避難の前に安全確認 電気・ガス

地震後 の行動

区市町村教育委員会 指導事務主管課長 殿

東京都教育庁指導部指導企画課長

石 田 周 (公印省略)

交通事故防止に向けた指導の徹底について(通知)

平成30年12月17日(月)午後3時頃、学童から下校中の児童が、バスと衝突して死亡する交通 事故が発生いたしました。

この事故を踏まえ、警視庁交通部長から、平成30年12月18日付交.総.対1第333号「児童の交通死亡事故の発生に伴う交通安全指導について(依頼)」(別添写し)による依頼がありました。つきましては、別添の警視庁「交通安全情報」に加え、冬季休業日前に改めて下記の点に留意し、各学校において児童・生徒の交通事故防止について指導を徹底するようお願いします。

記

- 1 本件事故発生の状況等を踏まえ、以下の点について具体的な指導の実施
- (1) 通学路の交通事情や通学方法に応じた安全な通学の仕方を確認すること。
- (2) T字路や一時停止の標識がある場所、見通しの悪い場所では必ず一旦立ち止まって安全を確かめ、 絶対に飛び出さないこと。
- (3) 横断歩道を通行するときには、ドライバーと視線を合わせ(アイコンタクト)、青信号であって も左右を確認して車が止まったことを確認してから進行するなど、横断歩道の安全な通行について 指導すること。
- 2 「安全教育プログラム」に基づく交通安全教育の実施

「安全教育プログラム(平成30年3月)」の「4 必ず指導する基本的事項」のうち、Ⅱ交通安全「Ⅱ-1道路の歩行と安全及び交通機関の利用」(13ページ)等を活用し、特に「道路における様々な危険」について、朝の会及び終業式等で、担任等による日常的な交通安全指導における「一声指導」を計画的に行い、児童・生徒の交通安全に関する意識を高めること。

その際、事例等を示して、児童・生徒自身の交通安全に関する意識を高め、安全な行動がとれるようにすること。

3 保護者への協力依頼

交通事故防止について様々な機会を通じて、安全な通行方法や横断など具体的に指導するよう保護者への協力を依頼すること。

【担当】

東京都教育庁指導部 主 任 指 導 主 事 藤江 敏郎 指導企画課統括指導主事 大村 賢治 指 導 企 画 課 指 導 主 事 菅野 恭子 電 話 03-5320-6836



交. 総. 対 1 第 3 3 3 号 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日

東京都教育委員会教育長 殿東京都生活文化局長 殿

警視庁交通部長田 中 俊

警視庁文通部長

児童の交通死亡事故の発生に伴う交通安全指導について(依頼)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

貴台におかれましては、平素から交通安全活動はもとより警察業務の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、警視庁では、12月に入り、子供の重大交通事故が連続発生したことを受け、通学路における交通違反の指導取締りを強化するほか、学校(園)関係者の皆様に対しましては、子供への交通ルールの指導をお願いしているところであります。

しかしながら、12月17日、都内において、小学1年生の児童が尊い命を落 とすといった大変痛ましい事故が発生しました。

子どもの安全を守るためには、子ども自身が交通事故に遭わないための安全意識を高めることが重要となりますが、これから迎える冬休み期間中は、学校教育から離れ、また、活動範囲も広がるなど、子どもが関与する交通事故の発生が懸念されます。

つきましては、学校等において、別添「交通安全情報」を活用の上、担任の先生から児童等に対し、「朝(帰り)の会」や「終業式」等あらゆる機会を通じて、重ねての注意喚起や交通安全指導を徹底していただくとともに、保護者の方々にも、家庭内において交通ルールについて話題にするなど、交通事故防止に対する協力を促していただくようお願い申し上げます。

問合せ先 警視庁交通部交通総務課 課長代理(交通安全担当) 金子 警視 電話 03 (3581) 4321 内線 703-50320

交通安全情報

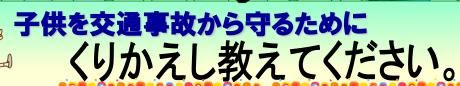


平成30年12月 警視庁交通部

子供が犠牲となる重大交通事故が発生しています

」
皆で守ろう 子供の命

あったい



- ・車道への飛び出しや駐車車両の前後からの横断は 絶対しない。
- ・信号が青のときでも、右左の安全を確かめてから 横断する。
- ・道路を横断する時は、横断禁止場所や斜め横断はせず 遠回りでも必ず横断歩道や歩道橋を渡る。
- ・トラックなど<mark>大きい車両の右左折時は車両の動き</mark>に注意する。 (大きな車両の運転席は高い所にあるため、子供の存在に 気付かないことがあります。)
- ・自転車を利用する時、一時停止の標識のある場所や 見通しの悪い場所では必ず止まって安全を確かめる。
- ・自転車を利用する時は、必ずヘルメットを着用する。



大人が、子供の行動を理解した上で、

<u>子供の目線で危険な場所</u>を考え、安全な通行方法 や横断など、具体的に教えてください。



